

# 大阪高等学校学則

# 大 阪 高 等 学 校 学 則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、大阪高等学校という。

(位 置)

第3条 本校は、大阪府大阪市東淀川区相川2丁目18番51号に置く。

## 第 2 章 課程及び収容定員

(課程及び収容定員)

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

|       |     |             |
|-------|-----|-------------|
| 全日制課程 | 普通科 | 2, 280名(男女) |
|-------|-----|-------------|

## 第 3 章 修業年限、学年、学期、休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

|       |    |
|-------|----|
| 全日制課程 | 3年 |
|-------|----|

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

|      |                |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から 8月31日まで |
|------|----------------|

|      |                |
|------|----------------|
| 第2学期 | 9月1日から12月31日まで |
|------|----------------|

|      |                  |
|------|------------------|
| 第3学期 | 翌年1月1日から 3月31日まで |
|------|------------------|

但し、校長は特別の事由がある場合、これを変更して定めることができる。

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 4月17日

(4) 学年始休業 4月 1日から4月 7日まで

(5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

(7) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3. 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

4. 校長は、創立記念日等の休業日を臨時で変更することができる。

#### 第4章 入学、退学、転学、休学等

##### (入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期過程を修了した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を卒業した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

##### (転入学及び編入学資格)

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ校長が認めた者とする。

2. 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

##### (入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

##### (転入学及び編入学)

第12条 他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒があるときは、選考の上転入学を許可することがある。

2. 本校に編入学を志望する生徒があるときは、選考の上編入学を許可することがある。

##### (出願手続)

第13条 入学を希望する者は、本校所定の入学志願書その他必要書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

##### (入学手続)

第14条 入学の許可を受けた者は、速やかに保護者と連署した誓約書及びその他の必要書類に入学金を添えて提出しなければならない。

2. 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

##### (転学)

第15条 生徒が、他の高等学校に転学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と連署の上願い出て許可を受けなければならない。

##### (留学)

第16条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と連署の上願い出て許可を受けなければならない。

##### (退学)

第17条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と連署の上願い出て許可を受けなければならない。

##### (復校)

第18条 前条の規定により退学した生徒が、退学後1か年以内において復校を願い出たときは、教育上支障がなく正当な理由があると認めた場合、これを許可することがある。

##### (欠席、休学)

第19条 生徒が、病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、その理由を明記し、届け出なければならない。

2. 生徒が、病気その他やむを得ない理由により長期間出席することができないときは、所

定の書類にその理由を明記し、医師の診断書又はその理由を証する書類を添え、保護者と連署の上、休学を願い出て許可を受けなければならない。

3. 休学期間は1年以内とする。

(復学)

第20条 前条第2項の規定により休校中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、保護者と連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第21条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第22条 生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第23条 生徒又は保護者の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

## 第5章 教育課程、授業日数、学年の課程修了の認定、卒業等

(教育課程)

第24条 本校の教育課程は、教科及び各教科以外の教育活動により編成し、その教科、科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(授業日数)

第25条 授業日数は、年間35週以上とする。

(課程修了の認定)

第26条 各学年の過程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。ただし、留学した生徒については、学年途中においても認定することがある。

(卒業)

第27条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(原学年留置)

第28条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原学年に留め置くことがある。

(学習の評価)

第29条 学習の評価については、別に定める。

## 第6章 教職員組織

(教職員組織)

第30条 本校の職員は、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、事務長、事務職員、校務員、学校医、なお必要に応じて講師、その他必要な職員をもって組織する。

2. 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

3. 副校長は、校長を補佐し、校長事故あるときはその職務を代行する。

4. 教頭は、校長、副校長を補佐し、教員の管理・監督を行い校務の整理を行う。

また、校長、副校長事故あるときはその職務を代行する。

## 第7章 授業料、入学金及び入学検定料

(授業料、入学金及び入学検定料)

第31条 本校の授業料、入学金及び入学検定料の額は、次のとおりとする。

| 区分       | 全日制課程    |
|----------|----------|
| 授業料 (年額) | 630,000円 |
| 入学金      | 200,000円 |
| 入学検定料    | 20,000円  |

2. 授業料については、3期に分割して納入する。
3. 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
4. 納入期限が過ぎても授業料を納入しない時は、督促する。督促を受けてから2週間を過ぎても納入しない時は、その生徒に退学を命ずることができる。
5. 既に納入した授業料、入学金、入学検定料は、原則として理由のいかんにかかわらず返還しない。
6. 休学、留学を許可された場合についても、既に納入した授業料は返還しない。ただし、休学中及び留学中における次の納期以降の授業料は徴収しない。
7. 授業料は、別に定めるところにより、その全部又は一部を免除することがある。

## 第8章 賞 罰

(褒 章)

第32条 生徒が、その成績、性行ともすぐれ他の模範となるときは、褒章することがある。

(懲 戒)

第33条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒を加えることがある。

2. 懲戒のうち、退学、停学、譴責及び訓告は、校長が行うものとする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第9章 雑 則

(雑 則)

第34条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附則 (平成19年 4月 1日一部改正)

附則 (平成20年 1月 1日一部改正)

附則 (平成20年 4月 1日一部改正)

附則 (平成21年 4月 1日一部改正)

附則 (平成22年 4月 1日一部改正)

附則 (平成23年 4月 1日一部改正)

附則 (平成24年 4月 1日一部改正)

附則 (平成24年 9月27日一部改正)

附則 (平成24年11月 2日一部改正 [平成24年4月1日適用])

|    |           |     |          |
|----|-----------|-----|----------|
| 附則 | (平成 2 5 年 | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (平成 2 6 年 | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (平成 2 7 年 | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (平成 2 8 年 | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (平成 2 9 年 | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (平成 3 0 年 | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (平成 3 1 年 | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (令和 2 年   | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (令和 3 年   | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (令和 4 年   | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (令和 5 年   | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (令和 6 年   | 4 月 | 1 日一部改正) |
| 附則 | (令和 7 年   | 4 月 | 1 日一部改正) |